

「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月19日）より 抜粋

第2 地球温暖化対策に関する基本方針

2. 地球温暖化対策の策定・実施に当たっての基本的な考え方

(2) ステップ・バイ・ステップのアプローチ

2002年から第1 約束期間終了までの間を、2002年から2004年までの「第1 ステップ」、2005年から2007年までの「第2 ステップ」、第1 約束期間（2008年から2012年まで）の「第3 ステップ」の3 ステップに区分し、第1 ステップから講じていく対策・施策によって第1 約束期間における京都議定書の6 %削減約束を確実に達成することを定量的に明らかにするとともに、第2 ステップ及び第3 ステップの前に対策・施策の進捗状況・排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講じていくステップ・バイ・ステップのアプローチを採用する。この際、客観的要素に基づいて評価・見直しを行うことができるよう、本大綱においては、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標、個々の対策についての我が国全体における導入目標量、排出削減見込み量及び対策を推進するための施策を盛り込むこととする。

第4 6 %削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の推進

9. その他

(3) ポリシーミックスの活用

効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手法の特徴を活かして、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方がある。

費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。